

郡山市デジタルマネージャー等設置要綱

(設置)

第1条 本市のICTの活用の推進、ICTの活用の推進に関する連携、調整及び情報システムの保全等の本市ICT化の戦略的な推進を図るため、デジタルマネージャー及びデジタルリーダーを置く。

(選任)

第2条 デジタルマネージャーは、次に掲げる部局長又は会計管理者若しくは行政センターの長（以下「部局長等」という。）が次項に規定するデジタルリーダーのうちから選任する。

- (1) 郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）第1条に規定する部
- (2) 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する部
- (3) 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局
- (4) 郡山市上下水道局

2 デジタルリーダーは、部局長等が次に掲げる所属の所属職員のうちから1人以上選任する。

- (1) 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課、会計課、環境保全センター及び総合地方卸売市場管理事務所
 - (2) 郡山市保健所設置条例施行規則（平成9年郡山市規則第55号）第2条に規定する課及び食肉衛生検査所
 - (3) 郡山市教育委員会事務局等組織規則第2条第1項に規定する課及びセンター並びに同条第2項に規定する教育機関
 - (4) 選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局
 - (5) 郡山市議会事務局処務規程（昭和48年郡山市議会訓令第2号）第2条に規定する課
 - (6) 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課
 - (7) 郡山市行政センター設置条例（平成元年郡山市条例第39号）第2条に規定する行政センター
- 3 部局長等は、毎年度当初にデジタルマネージャー及びデジタルリーダーについて、政策開発部長に報告しなければならない。年度途中において、デジタルマネージャー又はデジタルリーダーに異動があったときも同様とする。

(職務)

第3条 デジタルマネージャーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) ICTの活用の推進における部内調整に関すること。
- (2) デジタルリーダーの統括に関すること。
- (3) DX戦略課との連絡調整に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

2 デジタルリーダーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) ICTの活用の推進による業務改善に関すること。
- (2) 情報資産の管理及び運用に関すること。

- (3) 情報リテラシー向上に関する事。
- (4) 情報システム等の運用、保守管理及び検査の立合いに関する事。
- (5) D X戦略課との連絡調整に関する事。
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会議)

第4条 デジタルマネージャーの会議は、D X戦略課長が招集し、D X戦略課長が議長となる。

2 デジタルマネージャーの会議で協議された事項は、必要に応じて別に定める郡山市デジタル市役所推進本部に報告又は提案を行う。

(支援等)

第5条 D X戦略課長は、デジタルマネージャー及びデジタルリーダーに対し、その職務を円滑に行うための研修、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

(郡山市情報化推進統括リーダー等設置要綱の廃止)

2 郡山市情報化推進統括リーダー等設置要綱(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。